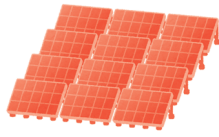


不動産賃貸業
ソーラーパネル、駐車場設備など



各種サービス業
オフィス備品、パソコンなど



建設業
パワーショベル、測量機材など



小売業
レジスター、商品陳列ケースなど



飲食業
店舗内装、冷蔵庫など



令和6年度固定資産税 償却資産 申告の手引

《目次》

1. 償却資産申告について
2. 償却資産の評価と課税
3. 調査協力をお願い
4. 国税の取扱いとの比較
5. 家屋に施した建築設備と償却資産との区分について
6. 業種別の主な償却資産と耐用年数
7. 課税標準の特例
8. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例
9. 種類別明細書(減少資産用)の記入例
10. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

提出期限

令和6年1月31日(水)

提出期限間近になりますと受付窓口が大変混雑しますので、
1月19日(金)頃までに提出してくださるようご協力をお願いします。

提出先

郵送 〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
草加市役所 資産税課 償却資産係 宛て
申告書の返送を希望される方は、申告書のコピー
及び返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

窓口 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号
草加市役所 本庁舎4階 資産税課 償却資産係
受付時間：平日8時30分から17時まで

電子申告 利用に関しては、eLTAXヘルプデスクまで
電話：0570-081459
HP：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、「償却資産申告書」「種類別明細書」の様式については、草加市
ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1304/010/020/010/050/PAGE000000000000032198.html>



1 償却資産申告について

(1) 償却資産とは

土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている、構築物、機械、工具・備品等をいいます。

償却資産は土地・家屋と違い登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに市町村長に申告する義務があります。

記入に当たっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄や固定資産を管理している帳簿等を基に申告書を作成してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、草加市内に事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。基本的に耐用年数が1年を超えて、取得価額が10万円以上の資産が対象です。

なお、次に掲げる資産についても申告が必要です。

- ①償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計算されている資産）
- ②建設仮勘定で経理されている資産のうち、賦課期日までに完成し事業の用に供されている資産
- ③簿外資産（帳簿に記載されていないが、本来は減価償却が可能な資産）
- ④遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤未稼働資産（既に完成しているが、未だに稼働していない資産）
- ⑥リース資産（資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産）
- ⑦租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしている資産

(3) 償却資産の主な種類

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	外構工事・舗装路面・緑化施設・門扉・塀・側溝・広告塔・自転車置場等
	建物附属設備	内装・内部造作・受変電設備・予備電源設備等 P.5「家屋に施した建築設備と償却資産との区分について」をご参照ください。
2	機械及び装置	工作機械・土木機械・電気機械・建設機械・印刷機械・旋盤・搬送装置（ホイスト・コンベアー等）・その他製造、加工修理等に使用する機械及び装置 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」）
3	船舶	漁船・ボート等（申告先は、主たる定けい場所在の市町村です。）
4	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダー等
5	車両及び運搬具	構内運搬車・フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」）
6	工具・器具及び備品	パソコン・コピー機・レジスター・応接セット・ルームエアコン・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・厨房用品・娯楽用器具・貸衣装・切削工具・測定工具・計量器・音響機器・理容及び美容機器・医療機器・机・椅子等

(4) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（自動車・小型フォークリフト等）
- ②無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③繰延資産（開業費・創立費・開発費等）
- ④棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象）
- ⑥少額な資産の取扱いは、下記のとおりです。

取得価額	税務会計上の処理 損金算入	3年間一括償却	中小企業 損金算入特例	個別減価償却
10万円未満	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象
10万円以上 20万円未満	—	申告対象外	申告対象	申告対象
20万円以上 30万円未満	—	—	申告対象	申告対象

(5) 提出していただく書類

ア 一般方式

前年度に増加や減少した資産について、申告いただく方式です。

イ 電算処理方式

当該年1月1日に所有する全ての資産について、申告いただく方式です。

		申告書 (P8)	種類別明細書		申告していただく資産		
			増加・ 全資産 (P10)	減少 (P9)			
紙・ 電子 (e L T A X) 申告	初めて 申告さ れる方	申告する資産あり	○	○ (全資産)	当該年1月1日に所有する 全ての資産		
		申告する資産なし	○				
	前年度 申告さ れている方	一般方式	資産に増減なし	○			
			増加資産あり	○	○	前年1月2日～当該年1月 1日に増加した資産	
			減少資産あり	○		○	前年1月2日～当該年1月 1日に減少した資産
			増加・減少資産あり	○	○	○	前年1月2日～当該年1月 1日に増加・減少した資産
		廃業・転出・解散等	○		○	全減少資産	
	電算処理 方式	全資産を申告	○	○ (全資産)	当該年1月1日に所有する 全ての資産		

本市では、業務効率の向上や資源等の節約の観点から、地方税ポータルシステム(e L T A X)を利用した電子申告を推奨しています。

2 償却資産の評価と課税

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。そのため、年度途中で解散又は転出等された場合でも賦課期日現在の所有者に納税義務があります。

(2) 評価額の算出

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、1品ごとに算出します。

前年中に取得したもの・・・取得価額×半年分の減価残存率

前年前に取得したもの・・・前年度の評価額×1年分の減価残存率

※評価額の最低限度額は、取得価額又は改良費の**100分の5**に相当する額です。

(3) 課税標準

賦課期日（毎年1月1日）現在の全資産の評価額の合計が課税標準額となります。

(4) 税率と税額

税率は、**100分の1.4**です。

課税標準額（千円未満切捨て）に税率を乗じた額（百円未満切捨て）が税額となります。

ただし、土地・家屋を所有していれば、すべての課税標準額を合算したものに税率を乗じたものが税額になります。

(5) 免税点

課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

この場合も申告は必要ですので、必ず毎年申告してください。

(6) 非課税

地方税法第348条の規定により非課税となるものがあります。

該当する方は、「非課税申告書」と「確認できる書類」を提出してください。

「非課税申告書」は、草加市ホームページからダウンロードできます。

(7) 納税通知書の交付

例年5月上旬に発送しております。なお、償却資産を共有でお持ちの方には代表の方1名宛てに通知します。免税点未満の方については納税通知書をお送りしていません。

(8) 納期

年税額を4期で納付又は一括納付（全期前納）できます。納期は第1期が5月末、第2期が7月末、第3期が12月末、第4期が2月末となります。

口座振替をご利用の場合は、「全期前納」への変更手続きをされた場合を除いて、期別ごとの引き落としになります。

3 調査協力をお願い

申告書の受理後、償却資産の申告が適正に行われているか確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定により資料の提供依頼や実地調査等を行うことがありますので、ご協力お願いいたします。また、調査の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、修正年度は、現年だけではなく資産を取得された年の翌年度まで（原則として5年分）遡及いたします。

なお、申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合又は正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第385条又は第386条の規定により処罰等の対象となります。

4 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い（法人税・所得税）	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。（減価率は巻末の表を使用します）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度（償却可能限度額）	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	損金算入が可能 （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）	一時の損金算入又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて個別に減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）	一時の損金算入又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて個別に減価償却した場合は課税対象）
青色申告書を提出する中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産	損金算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）	課税対象になります

※1 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

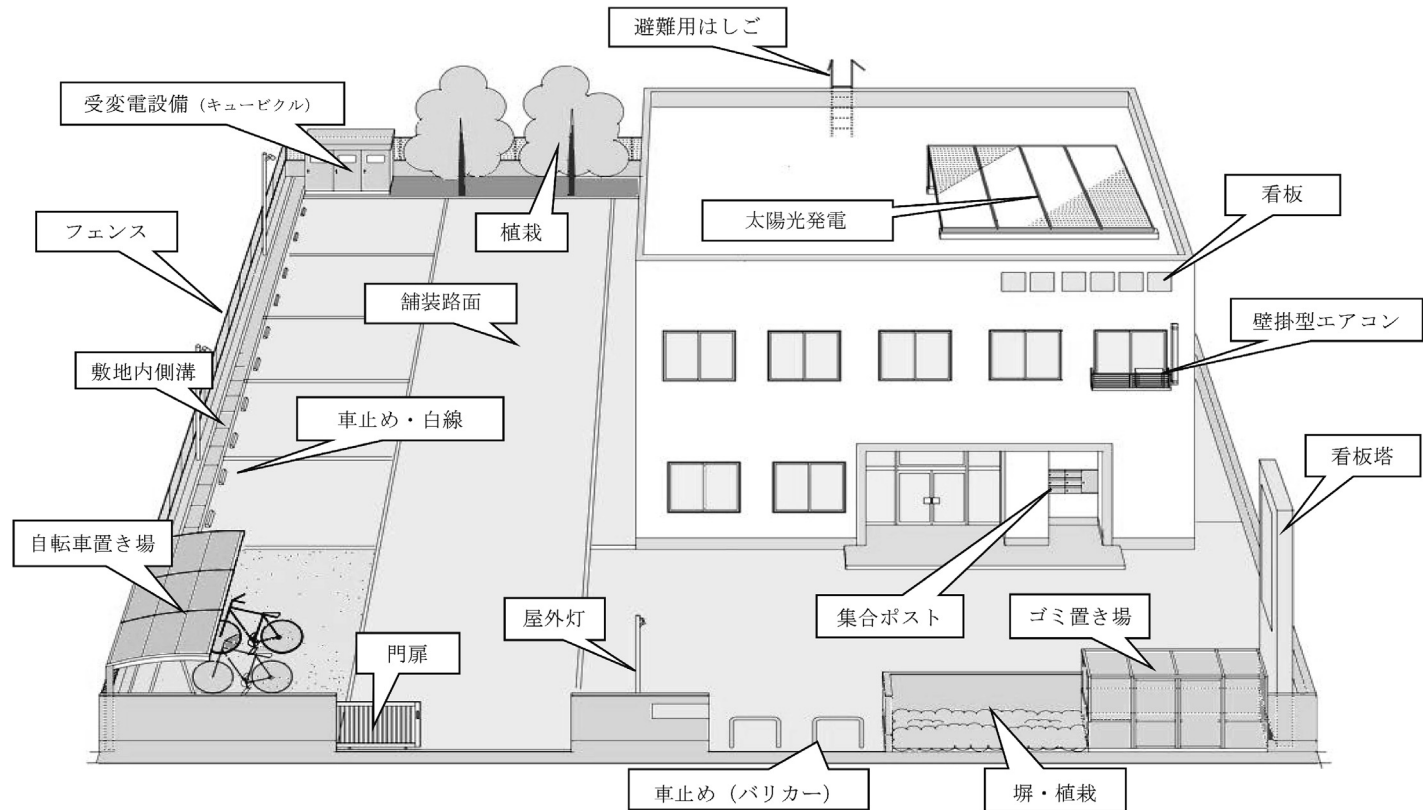
5 家屋に施した建築設備と償却資産との区分について

家屋として評価するもの以外については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、家屋の所有者以外（テナント等）が取り付けした設備は償却資産とし、家屋の所有者以外（テナント等）の方が申告する必要があります。

<家屋と償却資産の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式	○			○	
	受変電設備	設備一式		○		○	
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		○	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等		○			○
	L A N設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
	インターホン設備	設備一式		○		○	
	監視カメラ (I T V)設備	受像機(テレビ)、カメラ			○		○
		配管・配線等		○			○
	避雷設備	設備一式		○		○	
	火災報知設備	設備一式		○		○	
	盗難非常通報装置	設備一式		○		○	
	自動車管制装置	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式		○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸機用）		○		○	
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備		○		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
屋内の配管等			○		○		
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器）		○		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		上記以外の設備		○		○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
上記以外の設備			○			○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
上記以外の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○		○	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○	

事業所・共同住宅の償却資産例



6 業種別の主な償却資産と耐用年数

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

※ () 内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
各 業 種 共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、看板(建物附属設備)【金属造(18)、その他(10)】、看板塔【金属(20)、その他(10)】、立看板(3)、舗装路面【コンクリート(15)、アスファルト(10)】、塀・門扉【鉄筋コンクリート造(30)、コンクリート造(15)】
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、テレビ(5)
理容業・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸器(6)
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)
小 売 業	冷凍機(9)、ミートスライサー(9)、ミンチ器(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース【冷凍機付のもの(6)、その他のもの(8)】、自動販売機(5)
金 属 加 工 ・ 板 金 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定機器(5)
医 (歯) 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、治療用ベッド(5)
不 動 産 貸 付 業	ゴミ置き場(7)、集合ポスト(10)、車止め・バリカー(10)、フェンス(10)、屋外灯(10)、自転車置き場(10)、側溝(15)、緑化施設【植栽等(20)】、太陽光発電設備(17)、LAN配線(10)、受変電設備(15)、避難用はしご(8)
建 設 業	ブロックゲージ(5)、ポンプ(10)、ポータブル発電機(10)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、コンクリートカッター(6)、ミキサー(3又は4)
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、ゲームマシーン(2)、両替機(5)、玉貸機(5)、島台(5)、店内放送設備(6)、防犯監視設備(5)
農 業	ビニールハウス【金属造(14)、木造(5)】、農耕用車両【小型除く(7)】
印 刷 業	活字版鋳造機(10)、デジタル印刷設備(4)

7 課税標準の特例

地方税法及び草加市税条例の規定により、課税標準額が軽減となるものがあります。
該当する方は、「課税標準特例適用申告書」と「添付書類」を提出してください。

「課税標準特例適用申告書」様式は、草加市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1304/010/020/010/050/PAGE0000000000000032198.html>



適用法令・条項		資産の種類		取得期間	特例割合	添付書類 (全て写し可)
第349条の3法	第27項	家庭的保育事業の用に供する償却資産			1/3	認可を受けたことが分かる書類等
	第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産				
	第29項	事業所内保育事業の用に供する償却資産				
地方税法附則第15条	第2項	1号	汚水又は廃液処理施設等	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	1/2	特定施設設置（使用・変更）届出書等
		2号	ごみ処理施設		1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証等
		5号	公共下水道除害施設		4/5	除害施設新設等届出書等
	第25項	1号	特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1,000kW未満、風力20kW以上)	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	最初の3年度 2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書もしくは固定価格買取制度の設備認定通知書等
		2号	特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1,000kW以上、風力20kW未満)		最初の3年度 3/4	
	第28項	水防法による浸水防止用設備		平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	最初の5年度 2/3	浸水防止計画書等
	第32項	企業主導型保育事業の用に供する償却資産		平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	最初の5年度 1/3	企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書等
	第45項	中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画により取得した、一定の機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備		〈賃上げ表明なし〉 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	最初の3年度 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る申請書 ・先端設備等導入計画に係る認定書 ・認定経営革新等支援機関による確認書 ・従業員へ賃上げを表明したことを証する書面 ※1 ・リース契約書 ※2
				〈賃上げ表明あり〉 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	最初の5年度 1/3	
				〈賃上げ表明あり〉 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	最初の4年度 1/3	

※1 賃上げ方針を表明している場合のみ

※2 所有権移転外リース取引の場合のみ

8 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

令和 年 月 日 提出日		令和 6 年度	
草加市長 あり		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
納税通知書等送付先	340-0015-120-0011 埼玉県草加市高砂1丁目1-1 東京都足立区中央本町1丁目17-1 株式会社 草加煎餅 様	3 個人番号又は法人番号	1234567890123
住所	埼玉県草加市高砂1丁目1-1 株式会社 草加煎餅 様	4 事業種目 (資本等の金額)	煎餅製造販売 (10)
代表取締役	草加 太郎 (屋号) 電話 048(922)0151	5 事業開始年月 (西暦)	1980年10月
資産の種類	取得価額	6 この申告に 応答する者 の係及び氏名	経理係 柳島 一 電話 048(922)0151
1 構築物	前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))	7 税理士等の 氏名	渡馬 遼馬 電話 048(922)0191
2 機械及び装置	30,000,000	15 草加市内 における事業所 等資産の所在地	谷塚町123 (谷塚店) 高砂1丁目1-1 (草加店)
3 船舶	8,800,000	16 借 用 資 産	(有) 無) 貸主の名称等 高砂リース
4 航空機		17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
5 車両及び運搬具		18 備考	郵送で申告書の送送を希望される方は申告書のコピー及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。
6 工具、器具及び備品	5,937,800		該当する番号を○で囲んでください。 ①増加・減少資産あり
7 合計	44,737,800		2 増減なし
市役所記入欄	評価額	決定価格	課税標準額
窓口	1,950,000	2,700,000	41,487,800
郵送	5,950,000		
事業者			
税理士			
封筒・控			
処理			

この欄は、全資産申告の方のみ記入してください。

記入上の注意

- ◎ 送付先 変更又は誤りがある場合は、訂正してください。
- ◎ 所有者コード・整理番号 初めに申告される方は記入する必要はありません。
- 1 住所 変更又は誤りがある場合は、訂正してください。
- 2 氏名又は法人名 氏名を記入のうえ、屋号がある場合はあわせて記入してください。なお、押印は廃止しました。
- 3 個人番号又は法人番号 12桁の個人番号を記入する場合は、右詰めで記入してください。
- 4 事業種目 事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。
- 5 事業開始年月 個人の方は事業開始年月、法人の方は設立年月を記入してください。
- 6 この申告に回答される方の係及び氏名 この申告について、応答される方の係、氏名及び電話番号を記入してください。
- 7 税理士等の氏名 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
- 8～14 の項目について該当する方を○で囲んでください。
- 15 草加市内における事業所等資産の所在地 草加市内の資産所在地を記入してください。
- 16 借用資産（リース資産） 借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 17 事業所用家屋所有区分 該当する方を○で囲んでください。
- 18 備考 該当する番号を○で囲んでください。その他この申告に必要な事項を記入してください。

9 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

更正種類 1 取消	資産の種類		申告年度	資産コード	資産の名称等	取得年月		取得価額	所有者コード			1枚のうち枚数	摘要		
	行番号	資産の種類				年号	年月		申告年度	減少の事由及び区分	耐用年数				
01	6	345	5600105	カンゾウキ		1345	510	750,000	000010	1	1	1	使用不能		
02	6	345	1800102	カンリヨウコンピュータ		1345	1703	1,200,000	000005	1	2	1	足立コ壊へ		
03	2	345	0300001	粉砕機		2345	0201	4,000,000	000008	1	2	1	607503 407525		
04		345				345				1	2	3	4	1	2
05		345				345				1	2	3	4	1	2
06		345				345				1	2	3	4	1	2
07		345				345				1	2	3	4	1	2
08		345				345				1	2	3	4	1	2
09		345				345				1	2	3	4	1	2
10		345				345				1	2	3	4	1	2
11		345				345				1	2	3	4	1	2
12		345				345				1	2	3	4	1	2
13		345				345				1	2	3	4	1	2
14		345				345				1	2	3	4	1	2
15		345				345				1	2	3	4	1	2
16		345				345				1	2	3	4	1	2
17		345				345				1	2	3	4	1	2
18		345				345				1	2	3	4	1	2
19		345				345				1	2	3	4	1	2
20		345				345				1	2	3	4	1	2
小計									4	5,950,000					

注意① 資産コードは、添付の種類別明細書に記載されているものを記入してください。
 ② 「年号」の欄は、3は昭和、4は平成、5は令和のいずれかの番号を○で囲んでください。

○ 「摘要」

- 当該資産が減少した事由について「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2. 滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3. 移動」にあつてはその受入れ先の所在地等を、「4. その他」にあつてはその減少の事由等を記入してください。
- 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次のように記入してください。
 (例) 600万のうち400万を売却。
- その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

草加市

記入上の注意

- 「所有者名」
個人の場合は氏名、法人の場合は会社名を記入してください。
- 「所有者コード」
申告書の所有者コード欄に印字されている番号を記入してください。
- 「資産の種類」
資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。
- 「年号・申告年度・資産コード」
前年度申告した方については、同封した資産の明細書（電算で打ち出されている資料）の資産コード欄を参考にしてください。年号欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「資産の名称等」
資産の名称等を左づめで記入してください。
- 「数量」
前年中に減少した資産の数量を右づめで記入してください。
- 「取得年月」
3.昭和 4.平成 5.令和のうち減少した資産の取得年月を記入してください。
- 「取得価額」
減少した資産の取得価額を記入してください。
- 「耐用年数」
減少した資産の耐用年数を記入してください。
- 「減少事由及び区分」
当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

10 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記入例

令和 6 年度

記入上の注意

- ◎ **種類別明細書**
増加資産・全資産のどちらか該当する方を○で囲んでください。
- ◎ **「所有者名」**
個人の場合は氏名、法人の場合は会社名を記入してください。
- ◎ **「所有者コード」**
申告書の所有者コード欄に印字されている番号を記入してください。ただし、初めて申告される方は記入する必要はありません。
- ◎ **「資産の種類」**
資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。(PII「償却資産の主な種類」を参照)
- ◎ **「申告年度」**
06と記入してください。
- ◎ **「資産コード」**
資産コードは記入する必要はありません。
- ◎ **「資産の名称等」**
資産の名称等を左づめで記入してください。
- ◎ **「数量」**
資産の数量を右づめで記入してください。
- ◎ **「取得年月」**
3.昭和 4.平成 5.令和のうち該当する番号を○で囲んでください。
- ◎ **「取得価額」**
当該資産の取得価額を記入してください。なお、消費税の会計処理方法については、税込経理方式と税抜経理方式の2通りの方法が認められています。記載処理で採用している方式で申告してください。
- ◎ **「耐用年数」**
財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
- ◎ **「増加事由」**
1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他のうち該当する番号を○で囲んでください。

第二十六号様式別表一

更正種類	2 新規	資産の種類番号	申告年度	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	所有者名		取得価額	減価残存率	価額	課税の特例コード	課税標準額	税額	1 枚のうち
								株	式							
		01	2506		せんべい焼き機 DIX	1	340504	株式会社	草加煎餅	2,500,000	0.0	2,500,000		0	0	1
		02	2506		せんべい包装機	1	34052806			1,000,000	0.0	1,000,000		0	0	1
		03	6506		事務室エアコン	1	34050510			200,000	0.6	200,000		0	0	1
		04	6506		パソコン	2	34050201			300,000	0.4	300,000		0	0	1
		05	506			3	45				0.0			0	0	1
		06	506			3	45				0.0			0	0	1
		07	506			3	45				0.0			0	0	1
		08	506			3	45				0.0			0	0	1
		09	506			3	45				0.0			0	0	1
		10	506			3	45				0.0			0	0	1
		11	506			3	45				0.0			0	0	1
		12	506			3	45				0.0			0	0	1
		13	506			3	45				0.0			0	0	1
		14	506			3	45				0.0			0	0	1
		15	506			3	45				0.0			0	0	1
		16	506			3	45				0.0			0	0	1
		17	506			3	45				0.0			0	0	1
		18	506			3	45				0.0			0	0	1
		19	506			3	45				0.0			0	0	1
		20	506			3	45				0.0			0	0	1
						小計				4,000,000						

注意① 資産コード欄には記入しないでください。
② 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

○ **「摘要」**

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項 (例：法第349条の3 第29項)
- ②耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
- ③その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項

この欄は、全資産申告の方のみ記入してください。

種類ごとの合計額を算出し、申告書に転記します。

資産コードの記入は要りません。

資産の種類	1	2	3	4	5	6
種類	構築物	機械器具	航空機	船舶	運搬工具	その他

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924
				30	0.074	0.963	0.926

評価額の計算方法

申告いただいた資産の評価を一件ずつ、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき算出します。

- ・初年度の評価額は、常に減価率の半分として算出します。
- ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合には、その5%の価額が評価額となります。

【計算例】 取得価額：500,000円（取得価額の5% = 25,000円）
 取得時期：令和5年2月1日 パソコン（耐用年数4年）を新規購入した場合
 令和6年度（初年度） 500,000円 × (1 - 0.438 × 1/2) = 390,500円
 令和7年度（2年目） 390,500円 × (1 - 0.438) = 219,461円
 令和8年度（3年目） 219,461円 × (1 - 0.438) = 123,337円
 令和9年度（4年目） 123,337円 × (1 - 0.438) = 69,315円
 令和10年度（5年目） 69,315円 × (1 - 0.438) = 38,955円
 令和11年度（6年目） 38,955円 × (1 - 0.438) = 21,892円 < 25,000円

令和11年度の評価額は取得価額の5%（25,000円）を下回るため令和11年度以降の評価額は**25,000円**となります。

なお、一般方式（P2「提出していただく書類」参照）で申告される場合には、実際の評価計算については、草加市の電算システムで行いますので、評価額を計算する必要はありません。

お問い合わせ先：〒340-8550 草加市高砂1丁目1番1号
 草加市役所 資産税課償却資産係
 Tel (048) 922-1068（直通）
 Fax (048) 920-1502